

# 指定通所・指定介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 事業者 医療法人岸本病院 (指定番号12701389・京都府)
2. 所在地 〒625-0031 京都府舞鶴市字浜1131番地  
TEL 0773-62-0118
3. 職員体制
  - (1)管理者 院長  
管理者は、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリテーション方法についての指導および助言や、利用者に対する療養上必要な事項の指導および助言を行います。
  - (2)理学療法士 常勤3名以上  
理学療法士又は作業療法士は、医師の指示・通所リハビリテーション計画に基づき、利用者に対しリハビリテーションを行います。
4. 営業日・営業時間、利用定員
  - (1)営業日 月曜日～土曜日  
ただし、国民の祝日、8月14～15日、12月30日～1月3日は休業日とする。
  - (2)営業時間  
月～金：8：30～11：30（8：30～10：00、10：00～11：30）、  
13：00～14：30  
土：8：30～10：00
  - (3)利用定員 1単位（1グループ）12名。月～金：36名、土：12名。
5. 当事業所の指定通所・指定介護予防通所リハビリテーション（以下、「通所リハ」とします。）の事業目的、運営方針及び内容
  - (1) 事業の目的  
要支援及び要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。
  - (2) 運営上の基本方針
    - ①利用者の要支援及び要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、療養上の目標を設定し、計画的に行います。また概ね半年程度毎に、サービス提供の内容と効果について定期的に評価を行い、今後のサービス内容の変更や増減等につき提案します。
    - ②自ら提供する通所リハの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
    - ③サービスの提供に当たっては、当該医療機関の医師及び当該医療機関に対して通所リハの指示を行った主治医の意見、利用者の希望、心身の状況等を踏まえながら、療養上の目標を達成するため、具体的なサービス内容を記載した通所リハ計画書を作成し、利用者の心身機能の維持回復を図るよう行います。
    - ④サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うよう心がけ、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導又は助言を行います。

(3) 内容

- ① 利用者が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当病院の理学療法士等が必要なりハを行い、在宅療養の援助を行います。
- ② 利用時間は1時間以上2時間未満で、利用者の体調や病状に合わせて実施します。  
また利用時間のなかで、理学療法士等は利用者の体調や病状に合わせて、個別リハビリテーションを実施します。

6. 利用料金等

- (1) 提供する通所リハサービスの利用単位毎の費用、その他の利用料における利用者の負担額は、下記に記載したとおりです。介護保険の適用がある場合は、原則としてかかった費用の1割が利用者の負担額となります。  
但し、一定以上の所得者については2割もしくは3割となります。
- (2) お支払い方法は、ご指定された金融機関の口座から口座振替となります。  
利用開始に際して、「貯金口座振替依頼書」にご記入・ご捺印の上、ご利用の振替口座の登録をお願いします。
- (3) 口座振替未完了、貯金残高不足等により口座振替が出来なかった場合、翌月以降に合計して口座振替となります。
- (4) その他、やむを得ない事由がある場合、別のお支払い方法(現金請求等)にて請求します。
- (5) 振替に関してSMBCファイナンス(集金代行サービス)を使用いたします。

【基本料金】(1割負担の場合)

<要支援の方>

介護度	利用者負担額
要支援1	2268円/月
要支援2	4228円/月

<要介護の方>

介護度	利用者負担額
要介護1	369円/回
要介護2	398円/回
要介護3	429円/回
要介護4	458円/回
要介護5	491円/回

【各種加算】

<要支援の方>

加算項目	内容	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅲ	勤続年数7年以上の職員を30%以上配置	要支援1 24円/月 要支援2 48円/月
予防通所リハ12月超減算	利用開始した日の属する月から起算し12月を超えた期間利用した場合	要支援1 -120円/月 要支援2 -240円/月
退院時共同指導加算		600円
科学的介護推進体制加算		40円/月

<要介護の方>

加算項目	内容	利用者負担額
理学療法士等体制強化加算	常勤の理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士を2名以上配置	30円/回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	勤続年数7年以上の職員を30%以上配置	6円/回
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日・認定日から3ヶ月以内	110円/回
退院時共同指導加算		600円
科学的介護推進体制加算		40円/月
事業所が送迎を行わない場合		47円/片道の減算

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1日につき利用料の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日住居地の市町村の介護保険担当窓口へ提出されますと、利用者負担額を除くサービス利用料の払い戻しを受けることができます。

#### 7. 緊急時における対応方法

サービス提供の際に、万が一利用者の病状等が急変した場合は、速やかに主治医に連絡をとる体制をとっております。

#### 8. 事故発生時における対応方法

サービス提供の際に、万が一事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市及び利用者に係る居宅介護事業者へ連絡をとるとともに、必要な措置を講じます。

#### 9. 個人情報保護

- (1) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では使用しません。なお、外部への情報提供については、利用者またはその代理人の了解を得てから使用します。
- (2) 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、事業所の従事者が、従事者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決めており、他に漏らすことはありません。
- (2) 利用者本人より利用記録等の個人情報の開示請求があった場合は、個人情報管理責任者または個人情報保護委員会での検討により開示を行います。

#### 10. 高齢者虐待における対応

虐待の発生又はその再発防止をするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 当院における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催します。(年2回)
- (4) 上記内容を適切に実施するため、担当者を設置します。(リハビリテーション科主任)

#### 11. 身体拘束における対応

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷行為等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。また、身体拘束をなくすための取り組みを積極的に講じます。

## 1 2. 送迎に関する事項

- (1) 当院では送迎を実施しています。
- (2) 送迎は当院と利用者の自宅間での実施となりますので、他の目的での利用はできません。
- (3) 乗車中は必ずシートベルトを着用してください。
- (4) 気候により身体に影響を及ぼすおそれがあるため、室内でお待ち頂くようお願いいたします。
- (5) 道路状況や悪天候により、送迎時間に誤差が生じる場合がありますのでご了承ください。

## 1 3. 相談、要望、苦情の窓口

利用者やその家族からの相談や苦情に対応する窓口は受付で行っており、利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

- ・ 窓口担当者 事務主任 不在時は他の職員が対応します。
- ・ ご利用時間 午前8：00～午後7：00(木・土曜日は午前中のみ)
- ・ 電話番号 0773-62-0118 ・ FAX番号 0773-62-1137
- ・ 苦情担当責任者 平野 悟史(リハビリテーション科)
- ・ 御意見箱を設置しております

※ 当事業者以外に舞鶴市介護保険係(TEL. 0773-66-1013)や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口(TEL. 075-354-9090)に苦情を伝えることができます。

## 1 4. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

- (1) サービス提供の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- (2) 職員は、年金等の金銭の取扱いはしかねますので、ご了承下さい。
- (3) 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは必要ありません。
- (4) 体調不良等によりサービスの提供が困難と判断した場合には、利用を休止する場合があります。
- (5) サービス利用予定日の都合が悪くなったときは、必ず事前に連絡をお願いします。  
当日都合が悪くなった場合は午前8時以降にご連絡下さい。

## 1 5. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所の医師およびその他の従事者は、社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、その他のサービス事業所及び介護保険施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行います。
- (2) やむを得ない事情により、サービスの提供が困難な場合は、連携事業所を紹介する等必要な対応を行います。

☆ この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人岸本病院が定めます。

☆ 詳細につきましては、遠慮なく受付までお尋ね下さい。